

令和4年第3回定例会（第4号）

令和4年9月22日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 認定第 1 号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第 2 号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第 3 号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第 4 号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 認定第 5 号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 認定第 6 号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について
日程第 8 認定第 7 号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について
日程第 9 発議案第13号 特別委員会設置に関する決議
日程第10 発議案第14号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第11 発議案第15号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書
日程第12 発議案第16号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第13 発議案第17号 憲法違反の国葬の中止を求める意見書
日程第14 議員の派遣について
日程第15 閉会中の継続調査の申し出について
日程第16 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議長	18番	木下 敏	副議長	17番	青山 金助
	1番	横田 有一		2番	神崎 和枝
	3番	平松 俊一		4番	池田 誠悦
	5番	田村 敏郎		6番	稻垣 明美
	7番	畠中 静一		8番	長谷川 生人
	9番	上野 武彦		10番	坂本 繁
	11番	澤出 明宏		12番	中島 勝也
	13番	川村 主税		14番	江口 勝幸
	15番	若山 雅行		16番	川上 弘一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 杉原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田 東	総務課長	中村 雄司
財政課長	青山 栄久雄	情報防災課長	庭田 昌輝

政策推進課長	花巻亘	税務課長	佐藤恵美子
会計課長	関口順子	住民課長	清野真里
環境生活課長	福川晃也	福祉課長	村山徳収
子育て支援課長	川崎恵子	健康支援課長	岩上剛
商工労働観光課長	磯場嘉和	農林水産課長	村上宏樹
土木課長	笠原泰之	都市住宅課長	川島篤実
上下水道課長	池田晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長　與田敏樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍楼司	学校教育課長	柴田憲
生涯教育課長	竹内圭介	学校給食センター長	福永崇弘
スポーツ振興課長	高橋雅貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長　赤石旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長　中村雄司

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監査委員　永田英利

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	三浦蒼生		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

16番　川上弘一

17番　青山金助

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第3回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

16番 川上 弘一 議員

17番 青山 金助 議員

以上、2議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（木下 敏） 諸般の報告を行います。

この際、諸般の報告を行います。町長より町政動向報告が提出されていましたので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2

認定第1号 令和3年度七飯町一般会計
歳入歳出決算認定について

日程第3

認定第2号 令和3年度七飯町国民健康
保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4

認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢
者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第5

認定第4号 令和3年度七飯町介護保険
特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6

認定第5号 令和3年度七飯町土地造成
事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7

認定第6号 令和3年度七飯町水道事業
会計決算認定について

日程第8

認定第7号 令和3年度七飯町下水道事
業会計決算認定について

○議長（木下 敏） 日程第2 認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について、日程第8 認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について、以上7件を一括して議題といたします。

7件を一括して、令和3年度決算審査特別委員長の報告を求めます。

平松俊一委員長。

○令和3年度決算審査特別委員長（平松俊一）
特別委員会報告、読み上げて報告とさせていただきます。

1ページ目を御覧ください。

委員会報告第7号令和3年度決算審査特別委員会報告書。

令和4年9月8日、第3回定期会における決議に基づき、当委員会に付託された、令和3年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告いたします。

令和4年9月20日。

七飯町議会議長、木下敏様。

令和3年度決算審査特別委員会委員長、平松俊一。

記。

事件名、（1）認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

（2）認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

（3）認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

（4）認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

（5）認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

（6）認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について。

（7）認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。

令和4年9月8日、9日、12日、13日、14日、16日、20日の7日間、委員会を開催しました。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査を行いました。

3、審査の総括。

令和3年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査に当たり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全会計において認定すべきものと決定しました。

町長への総括質疑においては、①小さな流用が多く、事務的なミスが多かったが、それに対する考えは。

②道の駅の公募案件に納付金まで記載する必要があるのか。企業努力によって利益を出しているにもかかわらず、町が納付させるというのはおかしくないか。

③企業版ふるさと納税について町の事業の落札業者が寄附していることについての考えは。

④町有地の売却時には、必ず公募するようにすべきではないか。

⑤アップル温泉のポンプについて、利用負担の考え方を変えるべきではないか。

⑥安全衛生委員会について、産業医を参加させるべきではないか。

という質疑に対し、①今回の流用、予算の流用については、決算審査特別委員会で御指摘があつたとおり、小さな流用が積み重なり、結果的に大きな金額を流用しているものなど、事務の執行方法に不手際があつたことについては、担当課長からもおわびがあったとおり反省すべき点であると認識しております。また、予算の流用の根拠については、地方自治法第220条第2項において、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することができるとあり、同じく七飯町財務会計規則第17条には、予算に定める歳出予算の各項もしくは目の流用または歳出予算の事業項目の大事業もしくは細事業もしくは節・款の流用を必要とする場合は、予算流用表により町長の決裁を受けなければならないと規定されており、これまでも細心の注意を払いながら、業務の執行上やむを得ない場合に限りこの流用を認めているものでございます。

このたび審議いただきました令和3年度決算審査特別委員会への要求資料で提出しました予算流用5万円以上の調書において、全部で17件の流用がございました。その中において特定の課において多数の流用があつたこと、また、その原因が決算見込みの把握誤りにあり、事務的なミスという点は御指摘のとおりと考えております。

委員会の中で上げられましたチェック機能が十分ではないとの御指摘を踏まえ、令和4年度の補正予算の提案時や決算見込みの整理段階において、これまで以上に担当課長、担当係長の二重チェック機能を徹底し、さらに町民の皆様の大切な税金を扱っているということを再認識させるためにも、私から職員へ注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

②道の駅ないろ・ななえの指定管理につきましては、清掃や除雪、光熱水費など道の駅を最低限運用するために必要な維持管理業務と、民間の創意工夫により様々なサービスを提供する自主事業の大きく二つに分けられます。

このうち、維持管理業務に関する経費を町が指

定管理料として支払うものです。維持管理費を指定管理者の努力により圧縮できた部分は、ほかの指定管理施設と同様、精算しないこととしており、この点は従前のとおりとなっております。

もう一つの自主事業につきましては、指定管理者が創意工夫により実施する事業により利益を上げていただいたものとともに、町が直営で運営するよりも利用者へのサービスが充実することを期待しているところです。

御質問のとおり、企業努力により利益を出していることについて町が過度に寄附を要求することは慎むべきと考えます。その上で、令和3年度は、指定管理者から自主事業の収益のうち、一定割合を寄附することとし、近い将来には指定管理料ゼロと同様の効果を目指しますと提案があったところです。町としましても、指定管理者の提案を受け、令和4年度の公募要領の規定を見直し、寄附金を納付金と修正し、納付額を指定管理者に提案してもらい、選定の際、評価指標とすることとしたしました。ただし、これで完璧とは考えてなく、今後も指定管理者制度のよりよい活用のため、創意工夫を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

③企業版ふるさと納税も含めて、七飯町のまちづくりに対して数多くの企業から金品、物品等の御寄附をいただいているところです。七飯町としましても、これらの行為を今後のまちづくりにしっかりと生かしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、企業版ふるさと納税制度に関しましては、特に誤解を受けやすい制度でもございますので、地域再生法施行規則など関係法令を遵守、職員倫理、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

④今回、令和3年度において町が町有地を売却した件数は3件であり、その処分方法については、いずれも随意契約の手続により売払いを進めたことを決算審査特別委員会で担当課長より答弁してございます。

町が共有地の売払いをするに当たっては、基本的には一般競争入札の方法により広く公募し、あらかじめ入札を有効とする最低売払価格を公表し

て行うことを町の要項である七飯町普通財産の売払いに関する取扱要綱に定めております。これまででも、普通財産である町有地の売払いについては、この要項にのっとり売払事務を進めておりますが、一方で、この要項には、一般競争入札によらない随意契約により売払いをすることができるものと規定しており、令和3年度の町有地の売払いについては、この要綱に定める随意契約ができる項目を適用して売払いが行われたものであります。

随意契約により売払いをすることができる項目として、この要綱には全部で8項目を規定しております、財政課が売払いをした土地については、第1号要件の売払い予定価格が30万円を超えないとき及び第6号要件の七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるときの項目を適用し、土木課が売払いをした土地については、条例（財産の交換、贈与、無償貸与等に関する条例）及び要項第3号要件の公共用、公用または公益事業の用に供するために必要な物件を、直接公共団体または事業者に売り払うときの項目を適用して、今回は国に売払いをし、教育総務課は売払いをした土地については、第6号要件の七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるときを適用して売払いを進めた町有地であります。今回、総括質疑で、町有地の売却時には、必ず公募するようすべきではないかと御質問を受けましたが、町としては基本的に公募による一般競争入札により売払いをすることを原則として事務を進めておりますので、御理解願います。

⑤アップル温泉のポンプについては、デイサービスセンター、養護老人ホームの3施設で利用しております、平成26年4月1日の締結の温泉泉源ポンプ電気料負担割合に関する協定により、デイサービスセンター、養護老人ホームの2施設が温泉ポンプの電気料を全額負担し、町は温泉ポンプ電気料以外の泉源の維持管理に関わる費用を負担するものとなっております。ただし、泉源が枯渇するおそれがあるなど重要な事態が発生した場合は、3者においてその費用の負担を協議するものとなってございますので、御理解願います。

⑥安全衛生委員会の開催に当たりましては、昨

年開催の令和2年度決算審査特別委員会において御指摘をいただき、その後、令和3年度の途中からとなる11月から委員会を開催し、事務改善を努めてきたところでございます。産業医は、労働安全規則第23条に規定するとおり、安全衛生委員会に対し労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができるとしております。労働安全衛生法に規定するとおり、専門的な知見をお持ちである産業医を委員として意見いただくことを基本としております。

現在、産業医を委員として指名しておりませんが、いただく御意見は、職場環境をよりよいものにする上でも重要であることから、御理解いただけるよう努めるとともに、法令遵守を基本とし、引き続き職員団体の意見も尊重しながら、職場環境を整え、町民へよりよい行政サービスを提供するよう努めてまいりますと答弁がありました。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりであります。

4、審査の結果。

(1) 認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

決定、認定。

概要及び理由。一般会計の歳入歳出決算は次表のとおりであります。表を御覧ください。

令和3年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額139億5,453万7,763円で、前年度と比較し、国庫補助金（特別定額給付金給付事業補助金）の皆減により、全体で16億5,557万4,997円減少しております。町財政の根幹をなす町税の収入済額は30億1,338万5,156円と、個人町民税、法人町民税、たばこ税などの増額により、前年度より5,532万2,876円増加しております。

歳出総額は135億4,909万3,934円で、前年度と比較して、総務費（特別定額給付金事業費）の皆減により、全体で19億9,610万9,271円減少しております。

歳入歳出差引額は4億544万3,829円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,647万4,000円を差し引いた実質収支額は3億7,896万9,829円の黒字でありました。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は3億2,558万2,274円の黒字となり、これを財政調整基金への積立金3億9,800万円、町債の繰上償還金1億3,948万円を加えた実質単年度収支額は8億6,806万2,274円の黒字となり、令和2年度まで6年間続いた実質単年度収支額の赤字が解消され、翌年度繰越額を除いた執行率は98%と、ほぼ予算どおりに執行されたと認められます。

以上、本会計については、起立採決をした結果、賛成13名、反対2名により、認定すべきものと決定いたしました。

(2) 認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定であります。

概要及び理由。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりでありますので、表を御覧いただきたいと思います。

本会計の歳入総額は34億3,269万854円、歳出総額は33億5,197万8,005円で、実質収支額は8,071万2,849円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は241万5,429円の赤字となりましたが、前年度に比べ、8,982万2,559円の増加の9,609万3,000円の国民保険、財政調整基金への積立てを行い、基金残高は1億236万3,441円となっており、今後の財政不安に備えた運営が図られております。

以上のことを踏まえて、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定しました。

(3) 認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定であります。

概要及び理由。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりでありますので、御覧をいただきたいと思います。

本会計の歳入総額は4億5,281万421円、歳出総額は4億4,558万7,624円で、

実質収支額は722万2,797円の黒字となっております。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

(4) 認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定であります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりでありますので、御覧いただきたいと思います。

本会計の歳入総額は29億3,678万4,588円、歳出総額は28億7,592万872円で、実質収支額は6,086万3,716円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の1,162万9,040円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定繰出金であります。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

(5) 認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定であります。

概要及び理由。土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりでありますので、御覧いただきたいと思います。

本会計については、歳入歳出同額の155万4,366円となっており、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されてたものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。なお、繰出金は一般会計歳入で繰り入れられ、土地造成事業特別会計は、令和4年3月31日をもって廃止されました。

(6) 認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定、認定であります。

概要及び理由。総収益4億8,493万6,836円で、228万2,114円の減少。総費用4

億2,167万8,952円で、577万914円の減少。差し引き当年度純利益は6,325万7,884円となり、前年度繰越利益余剰金7,492万6,335円を加えた当年度未処理分利益余剰金は1億3,818万4,219円で、黒字決算となっております。

当年度未処分利益余剰金1億3,818万4,219円から令和4年度に減債積立金3,000万円、建設改良積立金4,000万円を積み立てした処分後の繰越利益余剰金は6,818万4,219円となっております。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

(7) 認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

決定、認定であります。

概要及び理由。総収益6億9,576万7,125円で、2,557万2,891円の減少、総費用6億9,511万7,278円で、519万1,397円の増加、差し引き当年度純利益は64万9,847円となり、前年度繰越利益余剰金2,944万4,135円を加えた当年度未処分利益余剰金は3,006万3,982円で黒字決算となっておりました。

当年度未処分利益余剰金を3,063万98円から令和4年度に減債積立金200万円を積み立てた処分後の繰越利益余剰金は2,806万3,982円としております。

以上、本会計については、令和3年度から地方公営企業法が適用され、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（木下 敏） 令和3年度決算審査特別委員会は、神崎和枝議員と議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第79項の規定により、質疑を省略いたします。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論、採決を行いますが、討論、採決については、認定第1号から各会計ごとに順次行ってまいります。

最初に、認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場から意見を述べさせていただきます。

認定できない点は、大中山小学校の体育館の暖房費についてです。

今回やっと調査が行われました。その結果、設計時の試算より支出が多いことが分かりました。令和3年度決算は、金額は小さいかもしれません、余分な支出があったのではないかと考えます。また、問題発覚から調査等の対応も遅かったのではないかでしょうか。そのほかにも、令和3年度の決算書は、法律上は許された処理とはいえ、流用が多すぎるよう思います。

また、社会資本整備総合交付金事業（道路）において、峠下2号線改良舗装工事の工事請負費を4,000万円減額し、峠下2号線ほか用地測量設計委託料の委託料に同額4,000万円を振り替える補正予算が議決されていますが、執行額は4,829万円でした。差額は、当初予算の道路附属物点検委託料から充てたとのことです。これも当初予算と大きく予算の目的がずれているのではないかと考えます。

さらに、道の駅指定管理費の道の駅不動産借上料についてです。令和3年度には、土地購入の交渉を一度も行っていないとのことでした。決算審査は、予定どおりに税金や補助金が入ってきたかどうか、税金が決められた目的に従って支出が行われたかどうか、税金が決められたとおりに使われているか、さらに支出された税金の効果は十分上がっているかを判断するものです。

以上より、令和3年度一般会計歳入歳出決算書については、認定するべきではないと判断いたしました。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。ございませんか。

畠中静一議員。

○7番（畠中静一） ただいま、令和3年度一般会計決算認定について反対討論がなされたところでございますが、私は今回の一般会計決算認定については、賛成の立場で意見を述べたいと思っております。

まず、反対されている方が、大中山小学校の暖房の支出が多いと、多く払っているので、やはりこれは認めるべきではないというような考え方でございます。しかしながら、この大中山小学校の暖房費については、地域の皆さんと、そしてまた教育委員会、議会の議員の皆さんのが考えて、最終的に土壤床暖式ですか、そういう暖房にいたしまして、若干普通の暖房より費用がかかるようございますが、これは何ていうのでしょうか、災害時の、例えば3日ぐらい停電しても床が暖かく保たれるというような暖房でございます。したがって、普通の体育館と違って非常に費用が幾らかかるということは当然分かることでございます。したがって、これを一々認めないとということはちょっとおかしいなど、私の考えとしては思うわけでございます。

それからもう一つは、予算流用が多いと。これは、七飯町の財政というのは、皆さんも御存じのように非常に豊かではないわけです。したがって、予算時において、それぞれの予算を非常に切り詰めていくと。そうしますとどういうことが起きるかというと、余裕がなくて多めに見積もらないために、どうしても予定どおりにいかない場合には、その不足が生ずると。そういたしますと、予算流用というものが発生するわけでございます。これは、当然の出来事でございます。皆さんの生活にも分かるように、1日の我々の行動をてらっても、計画どおりいきますか。いかない場合がほとんどなのです。それをこの1年間のスパンの中で、それを予定どおりいかないからといって、それについて指摘するのはいいです。反対するのは、あまりにも酷ではないでしょうか。私はそう思います。

それから峠下2号線の予算についてでございます。これは社会資本交付金事業の国庫支出金でもって、国からの予算が入ってやった事業でござ

います。これは、4,000万円については、ちょうどこれ測量とか設定、それから移転補償等の予算であったと思います。ところが、現にその岐下地域のその執行に当たって、町職員の担当の方々は努力したと思います。しかしながら、相手があることでございます。やはりなかなか思うようにその道路、ある程度真っすぐ造りたいと思ったのだけれども、その立ち退きですか、移転補償がなかなか話が整わなかつたためにできなかつたわけでございます。したがいまして、そうした場合には国庫支出金の場合は、当然国に返還しなければならないという事態があります。しかしながら、この予算を年度内に同じような事業の予算に振り向けた場合、有効に使って、国に返還しなくてもいいような事態になるわけでございます。もしこれ、執行しないで返還したら、今度は七飯町には、こうした道路建設だとか、そのいろいろなインフラの面で、国にお願いしても予算がつかないようになります。したがって、こうした、当初考えた予算を変更することも、当然あり得ることでございます。したがいまして、このことについても、反対するということは、あまりにも酷なことでございます。

私は、今回の決算に当たって、議会側というのは、調査して指摘する、批判する、これは結構です。そこまでいいのだけれども、やはりいいものについては、どんどんやはり、その成果を褒めたたえてもいいのではないかと思う。そう言いますのは、私は今回の決算で、非常に、いや、よかったですなということがございます。それは、税の徴収率でございます。ちょうど税務課へ提出された資料の中に、5年間の、そして近隣の自治体の比較した表がございます。その中で見ても、七飯町が断トツとして徴収率がいいのです。これは、やはり町民の納税者の協力もあったでしょう。しかししながら、職員の努力のたまものでないかなと私は申しております。

そしてもう一つは、これは単年度の話なのですから、前年度と比較して不能欠損あるいは収入未済が少ないのです。この収入未済が少ないとすることは、つまり逆に言うと、収納率、非常に努力したということなのです。だから、そういう

た面、いい面も見ていただかないと、批判することばかりでは職員が育たないのであります。いつも議会のほうを見て萎縮してしまうのです。それでは駄目です。やはり伸び伸び、この施策の実現考えていただいて、それぞれ職員には才能があります。こうした才能を生かすにも、やはり批判ばかりでは駄目、反対ばかりでは駄目、やはりこうしたものを認めてあげることも必要です。

それからもう一つは、財政が好転しております。これは何を意味するかというと、今年度の場合、経常収支比率、一般会計のです、これが非常に5年間と比較して一番高いのです。だから、そういった面からいっても、皆さん、悪いところばかり見ないで、いい部分を見て、どうぞ判断していただきたいと思います。

これで私の賛成討論を終了します。ありがとうございます。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 以上で、討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

認定第1号令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数でございます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第2号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第3号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第4号令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は認定であります。

本案については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第5号令和3年度七飯町土地造成事業特別

会計歳入歳出決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第6号令和3年度七飯町水道事業会計決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第7号令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定についての委員長報告は認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9

発議案第13号 特別委員会設置に関する決議

○議長（木下 敏） 日程第9 発議案第13号特別委員会設置に関する決議を議題としたします。

提案説明を求めます。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 発議案を読み上げます。1枚お開きください。

発議案第13号特別委員会設置に関する決議。
標記の発議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月月16日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提案者、七飯町議会議員、平松俊一。

賛成者、七飯町議会議員、田村敏郎、同じく上野武彦。

特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、特別委員会を設置する。

1、名称。大中山小学校建築工事に関する調査特別委員会。

2、設置の目的。令和3年度決算審査特別委員会において大中山小学校の暖房費に関する説明の中で、暖房方式の決定過程では、当初、2方式であったが、途中から3方式になったことが判明した。

これは、明らかに設計変更であるが、そのよう処置はとられないまま今日まで来ている。

また、設計委託に関しても、土地利用構想像図を作成した業者がその後の設計業務の入札には参加していないのも不自然である。

よって、当初からの建築工事に関する詳細な調査をするため。

構成委員は議長を除く17名。

権限として、設置の目的に掲げる調査を行うにあたり、地方自治法第98条第1項の権限を付与する。

活動期間として、調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う、であります。

御賛同のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。質疑ございませんか。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） それでは、大中山小学校建築工事に関する調査特別委員会設置に反対の立場でお話をいたします。

時系列でいきますと、大中山小学校改築工事基

本設計……。

○議長（木下 敏） 質疑。

○16番（川上弘一） 質疑ですか。失礼しました。

○議長（木下 敏） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 設置の目的のところについてちょっと質問なのですが、これの疑義というものがこの暖房方式の変更が途中であったということと、土地利用構想図を書いた、作成した業者が途中で入札参加しなかったということの2点なのですね。その点、確認したいと思います。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） この2点に関連するものも附属して調査をしたいというふうに考えております。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 設置目的のところがちょっと不明だなというイメージを受けましたので改めて聞いていたのですが、この設置目的に載せてない分まで言及するということの理解でいいですか。そういうことできるのでしょうか。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 目的文の最後の文章に書いておりますけれども。当初からの建築工事に関する詳細な調査をするということを目的に考えておりますので、今の御質問は当たらないと思います。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） ちょっと問題になるのは、僕が思うには、こういったものをやるのにもう3年ぐらい同じようなことをやってきてているのですけれども、新規性という面で僕はちょっとこの疑問を呈したいと思いまして、何か新規の新しい証拠が出てきたとか何かあるのかなと思って、その点ちょっと不明なので、その辺、つまびらかにしていただければと思います。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） これは、調査をしなければ分からぬという結果になると思います。新規の

ものが出てくる、こない。それは結果でありますので、調査をしたい、いろいろ疑義があるので調査をしたいということを目的としております。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

池田誠悦議員。

○4番（池田誠悦） 基本設計では、今、平松議員の言われたような暖房方式があったようです。その後、やはり災害時、3・11の事故が、災害のあった際に、やはり体育館が避難所等を設けるということで、何かいいものがないかということで考えた場合に蓄熱暖房が出てきたと。その場合に各委員、民生文教、それから経済等もそれを出来上がってから調査してますけれども、その進行中に調整してますけれども、皆さんやはり地域の要望を聞いてという調査の文面を拝見させてもらいました。その中で、基本設計には確かにあれだ、実施設計上で変わっていく面に関しては、何ら設計変更に当たらないのではないかなど。そういう場合、あとは地域の方々の意向を聞きながらこういうことをやっていったので、ここまで、特別審査委員会を立ち上げるまで、もうこれ終わっていることなのかなと思っておりますので、その辺は、どうでしょうか。実施設計でこれ入ってきた場合も、設計変更になるのですか。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今の御質問は、私が答える立場にないと思います。調査をした上でということになると思います。

それで、地域の声を聞いて災害時に備えるという方式を、当初の基本設計にはない第3の方式を取り入れております。この過程がどうも疑義があるということできちんと調査をしたいということです。例えば、この基本設計では、設定温度を20度というふうにしておりました。ところが、今は体育館は17度の設定で運転するということになっています。実質17度であれば、避難施設として使うときには、加温をしなければとも使えません。そのときに停電時であれば、発電機を持ってきて温度を上げることはできますが、発電機が来るまでの間は加温はできません。プロパン、灯油に関しても、ファンヒーターを使ってお

りますので、これも加温ができません。

何回か前の定例議会の一般質問で、私はこの点について防災課長からこのような答弁を受けました。その場合には、ポータブルのストーブを持っていて加温をするという答弁がありました。これであれば、別段蓄熱式を必要とする当初の計画というのは、何か説明がちぐはぐではないかというふうに考えます。

もう1点、プロパン暖房を、プロパン暖房と灯油暖房、この二つが当初の計画でありました。ところが、プロパンのほうは高いということで、灯油暖房になりつつあったのですが、確かにその地域の声でこの蓄熱式というのが出てきました。決算審査の特別委員会の資料を見る限り、前提条件がいろいろときちんと検討しないと、おかしな選定の仕方をしているというふうに私は思いましたので、今回のこの提案をしております。

もう済んでしまったことだと、それは確かに事実的にはそうかもしれません、これは明らかにどういうことなのかということをしおくべき、これは議会人としての義務というふうに考えますので、提案をしております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか。

池田誠悦議員、よろしいですか。

池田誠悦議員。

○4番（池田誠悦） であっても、もう体育館自体も建てている設計、その他もろもろが違うということを言いたいと思うのですけれども、あの大きな建物で、やはり実績設計、設計変更になりました。そういう場合には、やはりそのまま走っていい、もし、何でいいですか、3・11というあの災害がなければ、そのような状態になったと思います。やはりその中で、町民の不安、または地域の声、そういうものを聞いて精査するのも議会人の務めかなと思っております。そうした電気量も高いということを再々平松議員から聞いておりますけれども、やはりあの大きな建物を換気をしながら冷やすというのも、当初の計画どおり密閉状態で温度を上げるのであれば、確かにそんなに電気料もかかるのだろうけれども、換気をしつつ、そういう部分で、あそこの利用の仕方

も大分変わってきているみたいです。体育館の、何でいいですか、体育館の開放等々、数が多くなったとかと聞いております。その中で、電気料がかさむ、それは仕方のないこと、やはり地域住民の人たちも納得の上で建てさせてもらったものですから、そこまで追求する何があるのかな。果たしてこれ、調べても何もなかったら、それはいいですよと、それだけで済む問題なのかなと思っています。だから、これ以上は地域の住民の声を、地域の住民からおかしいのではないかと散漫の声があるのであれば議会人としてやらなければならないですけれども、地域の住民の方々に聞いた場合にも、すごくいい体育館ですね、いよいよそういう避難所としてもいいですねという声が多かったので、僕はこの特別委員会まで立ち上げる必要がないではないかなと思ってますので、以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今の御意見は、調査特別委員会を設置してから賜るのでしたら分かります。まだ、どういう過程で決定をしたのかという詳細を調べたいという委員会ですので、ここで今の御意見にいろいろと反論するというのは、ちょっと筋が違うと。

先ほどの答弁との繰り返しになりますが、当初は入ってなかった。ところが入ってきた、結果的には。確かに常任会での報告はありましたが、常任委員会でこれについて詳しい審議をしたという形跡は見当たりません。ですから、設計方針が変わることとは、これは設計変更に当たるという前提で調査をしたいということですので、ぜひ御協力を、賛同を賜りたいと思います。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。
川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 暖房方式の関係ですけれども、当初の基本設計では二通りの方式があつて、その基本設計が完了した後にこのもう一つの方式というのが浮上してきたわけですから、ここで書かれている設計変更というのはどういう意味ですか。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 少なくとも基本設計の中

で、スタート時点では2方式でした。それが3方式になるということは、改めて設計変更その1とか、そういった書類を作り直して、きちんとした設計根拠、それからランニングコスト、示し直してからこの基本計画でいいかどうかということを採用すべきというふうに考えていることを前提で、この調査特別委員会の設置をお願いしております。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） さっきも言いましたけれども、基本設計は26年の3月31日で完了しているのですよね。この中では2方式出てきています。その後にこのもう1点の蓄電暖房床ですか、の方式が出てきているのですけれども、この設計変更というのは、基本設計の委託業務で設計変更しろということですか。どういうことですか。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） であるべきだというふうに解釈をしております。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） もう委託業務、基本設計の委託業務を完了した後に、当然町のほうで受けるわけですけれども、その後に基本設計のほうに差し戻して、その中で設計変更しろということですか。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） その点についても、何が正しいのかということを、今ここで答える立場にはありません。どういう経緯であったのか、どういう経緯で採用されたのか、それを調査をしたいということですので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） それでは、大中山小学校建築工事に関する調査特別委員会設置に反対の立場でお話をいたします。

時系列でいきますと、大中山小学校改築工事基本設計委託業務は、平成26年3月31日に業務

が完了しております。その基本設計の中で、屋内体育館については災害時の避難場所としての機能に配慮することとうたわれております。それを踏まえて、基本設計の中では、屋内体育館の暖房方式については、遠赤外線放射暖房設備の灯油式とプロパン式の2種類の方式を提案してございます。その後、期成会とかから要望も届いておりましたが、基本設計完了後の26年5月15日に大中山に必要な小学校を望む会という会から町に対しまして、今回の設計は地域の防災拠点としては乏しいのではないかなどと、基本設計に対する見直しや再検討を求める要望書が町に提出されております。このことに対する町の基本的な考え方について、この間に回答といたしまして、大中山小学校は、地域の防災機能を兼ね備えた施設としての活用も要望されていることから、避難所の中心となる屋内体育館に次の機能を持たせるよう計画をしております。

①外部からの非常用電源により電力供給ができる装置を設置する。

②家庭科室を炊き出しも行える施設として利用できるよう、屋内体育館に隣接させる。

③屋内体育館の器具庫のスペースに余裕を持たせ、防災備品の備蓄が可能なスペースを確保する。

との回答を、この望む会のほうに町のほうから回答をしております。そして、これらのこと踏まえまして、町の建築担当者が、再度、災害時の避難所としての機能と利用体系を考慮いたしまして再検討を重ねた結果、体育館の暖房方式としての土壤蓄熱式床暖房方式が新たに加えられたところでございます。ですから、基本設計の段階で二つの暖房方式から三つの方式になったのではなく、あくまでも基本設計の段階では二つの方式で、実施設計を踏む前の段階で体育館の暖房方式に一つが加わりまして検討材料となったわけでありますから、基本設計内での設計変更ではないのと、設定変更ではないのは明らかであります。そして、この三つの方式について、設置後30年間にわたるライフサイクルコストによる計算で最も安価で災害時に被災者を受け入れる避難所としての機能や利用形態に優れた、また停電後も3日間程度は

体育会館の室温の維持が可能である土壤蓄熱式床暖房方式が採用となり、実施設計の中に組み込まれたわけであります。

先ほども平松議員も言ってましたけれども、産業経済委員会報告書の中で、平成28年3月の定例会で報告がなされておりますけれども、次のように議会に報告がなされております。

避難施設としての概要。主に屋内体育館を避難所として使用するように設計がされており、校舎南棟の屋内体育館に隣接した位置に家庭科室を配置する予定で、避難所として使用した際に食事等の提供ができ、屋内体育館の更衣室にはシャワーが設置されている。停電時には、屋内体育館の外壁に設置した発電機接続基盤に、災害時における機器の提供に関する協定を結ぶ企業から借りる発電機を接続して、屋内体育館と家庭科室に電気を送り、照明を確保することができる。また、暖房設備や災害時の復旧が早い電気熱源による土壤蓄熱式床暖房方式を採用し、床下土壤を副熱層として利用しているため、熱容量が大きく停電時でも3日程度は温まるのを維持できると常任会のほうから議会に報告がなされております。

また、大中山小学校土地利用構想図策定委託業務を請け負った業者が、その後、設計業務に参加、入札に参加していないのが不自然ということでございますけれども、今回の大中山小学校改築工事の基本設計あるいは実施設計に指名した業者については、学校関係の設計に多く携わってきたなどの実績によりまして選考したものだと。したならば、そうであれば、土地利用構想図の作成者が設計業務に指名されないケースがあっても何ら問題はないものだと思っております。

以上のことから、大中山小学校建築工事に関する調査特別委員会の設置については、設置の目的に見合う案件がないことから、特別委員会の設置については反対をいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

平松……。

提案者は、賛成者が討論する分にはいいですけれども、提案者が討論するというのは、それは会

議規則でも運用でないので、ほかござりますか。賛成討論。

ほか、討論ござりますか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、この特別委員会設置に関する決議に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この案件については、いろいろ質問して、教育委員会に御苦労をかけて説明をいただきました。けれども、なかなか当初、基本設計が出てきませんでした。決算審査特別委員会の中で最後に出て資料見れと言われても、我々、十分理解するだけの時間的余裕がありませんでした。しかも、今、御質問された方がたくさんいるとおり、内容についていろいろな解釈があるようです。

特別委員会を設置したからといって、何か断罪するようなことがあるわけではない。どのような経過でどのように決まっていったのかを我々議員としてしっかり把握しましょうという内容です。全く問題ないということもあっても、何らおかしいなものではありません。私は、この経緯について十分理解しておりませんので、しっかり説明をいただいて、どのような形で、二つしかなかったものがなぜ三つになって、今このようになったのか。しかも、暖房費として当初考えていたものよりも多く支出されてきた。それに対して、皆さん可とする発言が先ほどのものでありましたけれども、なぜそうなったのか、じっくり議論する時間を持っても何らおかしいものではないと思います。皆さんのが先ほど質問した内容を特別委員会の中でじっくり経緯等時系列に並べて、先ほど川上議員が説明しましたけれども、そのような内容をしっかり確認できればそれで済む話です。

ですから、特別設置して、もう時間がたっているということはあります。建物はできてしまっているという意見もあります。あの建物をどうこうしようなんていうものではありません。どのような経緯でこのような結果が出たのか、それをしっかりこの特別委員会を立ち上げて、議論して確認していくみたいなというふうに思います。

以上から、特別委員会設置に関する決議に賛成の立場からの意見といたします。

○議長（木下 敏） ほか、討論ござりますか。澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 私は、当該特別委員会設置に反対の立場で討論いたします。

発議案によれば、今回の調査特別委員会の設置の目的は、一つ、体育館の暖房方式について、当初は、ガス、灯油の2方式案だったものが、途中から電気床暖房方式への変更がなされたことについての疑義と、二つ目、土地利用構想図を作成した業者が途中から入札に参加しないことへの疑義となっています。その他という話も出ましたが、この2点だと思います。しかし、これら2点の疑義をもって地方自治法第98条第1項の調査権を付する調査特別委員会を立ち上げる内容なのか。それこそ、その点に疑義があるので、反対の討論をするものであります。

まず、一つ目の暖房方式について、平成28年3月1日の経済産業常任委員会の報告書の報告内容や、当時の地域住民の方々からの要望に対する資料などをよくよく勘案すれば、この変更は東北大震災の経験に基づき、体育館に防災機能を付加した設計にしてほしいとの切なる要望による地域の民意を反映した変更であることは十分に推察されること、しかもこの案件は、経済常任委員会に報告がなされている案件である以上、その時点で変更に疑義があるのであれば、委員会の場で必要な議論が尽くされているはずであるし、この場にいらっしゃる先輩議員の中にも、その委員会や全員協議会に参加された方々がいらっしゃる以上、当時から既に周知のことであるはずであること、また、変更といえば、別の設備設計でも七飯町産の間伐材利用を目的として木質チップボイラー方式の暖房を取り入れてある施設がありますが、そちらの設計もガス暖房方式、途中から木質チップボイラー併用方式へと変更したように聞いておりますが、そのような時宜にかなった変更というものは、民意を生かしたよりよい公共施設づくりのための弾力的な措置として珍しいことではないと思います。

次に二つ目の、業者が途中から入札に参加しなくなったとの疑義についても、これにあっては何の疑義になのか趣旨が判然としません。

以上のとおり、これら新規性、つまり新しい事実認定のない二つの弱い疑義で調査特別委員会を立ち上げても、結果としては調査結果の落としどころが見えてきませんので、調査特別委員会の立ち上げ趣旨自体に理由不明、不十分の疑義が生じておりますので、私としては設置に反対するものであります。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

発議案第13号特別委員会設置に関する決議を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立少数であります。

よって、本案は、否決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第10

発議案第14号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（木下 敏） 日程第10 発議案第14号國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○8番（長谷川生人） 発議案第14号國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書。

標記の意見書を會議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月8日。

七飯町議會議長、木下敏様。

提出者、七飯町議會議員、長谷川生人。

賛成者、川上弘一議員、川村主税議員、田村敏郎議員、上野武彦議員、横田有一議員、畠中静一議員。

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土など有しております、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靭化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然と厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靭化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、国土強靭化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進めることが重要であることから5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区

間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実を図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の町寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、国土交通大臣殿、国土強靭化担当大臣殿。

以上ございます。よろしく御審議願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第14号国土強靭化に資する社会資本整

備等に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11

発議案第15号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第11 発議案第15号地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 発議案第15号地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月8日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、神崎和枝。

賛成者、七飯町議会議員、青山金助議員、平松俊一議員、坂本繁議員、池田誠悦議員、上野武彦議員。

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書。

読み上げて、御提案いたします。

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見

据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入し易い環境の整備と予算の拡充を強く求める。

記。

1、農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えると共に、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。

2、総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。

3、荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する多面的機能支払交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大と共に、予算の拡充を図ること。

4、人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、農林水産大臣殿、デジタル田園都市国家構想担当大臣殿、総務大臣殿、国土交通大臣殿。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第15号地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12

発議案第16号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

○議長（木下 敏） 日程第12 発議案第16号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） それでは、発議案第16号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書につきまして、読み上げまして提案説明に代えさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月16日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏議員、長谷川生人議員、稻垣明美議員、横田有一議員、池田誠悦議員。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であります。

この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。

教育の機会均等を確保するためにも、国は義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要であります。

2021年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、子どもの貧困率は、全国で14.52%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.3%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。

また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、新型コロナウイルス対策による経済の停滞により、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちはもちろん、様々な経済的理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡大していく必要があります。

これらのことから、国に対し教育予算の十分な確保・拡充、就学保障の充実等、以下の事項の実現を求めるものであります。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費が無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1／2に復元するよう要請します。

2、給食費・修学旅行費・教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において、予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

3、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡充など、就学保障の充実に向け、国は予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、文部科学大臣殿、内閣府特命担当大臣（地方創生 規制改革）殿。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申しあげます

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第16号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13

発議案第17号 憲法違反の国葬の中止 を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第13 発議案第17号憲法違反の国葬の中止を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 意見書を提案する前に、一言述べさせていただきます。

先日、イギリスのエリザベス女王の国葬がテレビで報道されておりましたが、国を挙げて国民が弔意を表す様子が映し出されておりました。一方で、日本でこの27日に実施されようとしております国葬については、閣議決定され実施されようとしておりますが、野党が求めてきた国会審議も行われませんでした。また、国民世論で過半数が反対をしているような状況で行われようとしております。今回、行われようとしている国葬については、七飯町議会の姿勢も問われるものということですので、皆さんの慎重な判断をお願いしたいということで、提案させていただきます。

発議案第17号憲法違反の国葬の中止を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月14日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、若山雅行議員、平松俊一議員。

憲法違反の国葬の中止を求める意見書。

政府は、安倍元首相の「国葬」を9月27日に行うことを閣議決定しました。戦前は「国葬令」に基づいて、天皇や皇族、「国家に偉勲ある者」などを対象にして、国葬が実施されてきました。しかし、戦後、日本国憲法の制定に伴い、「国葬令」は、1947年に失効したため、現在「国葬」を規定した法令はありません。

戦後、吉田元首相の「国葬」が法令の根拠がないままに、政府の閣議決定によって実施されまし

たが、その後の「国葬」論議の際には、内閣法制局から「法的根拠が明確でない」との指摘もされており、実施されませんでした。

それにも関わらず、安倍元首相の「国葬」を実施することは政府のこれまでの対応とも矛盾するものです。

安倍元首相の「功績」については、国民の間でも評価が分かれており、メディアが実施している世論調査でも、調査をした新聞10紙、テレビ局3局のすべてで「国葬」に反対が多数という結果が出ています。

東京弁護士会は安倍元首相の「国葬」については、「憲法理念上の問題点が多々あるから、これに反対し、政府に撤回を求める」と会長声明を出すなど、弁護士会や法律家からも反対意見が出されています。

国葬について岸田首相は8月10日の会見で「故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」だと述べているが、「国葬」を実施することによって安倍元首相への弔意を求めるることは、特定の個人を特別扱いすることになり、憲法14条の「法の下の平等」に反すること、また、国葬により「故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」とすることは憲法19条「思想及び良心の自由」に反し弔意の強制になることから、9月27日の「国葬」は中止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、3点ほどちょっと質問のほうさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、今回、安倍元総理がお亡くなりになったことに関してですが、凶弾により命を落とされたということで、私も非常に残念であ

り、いたたましいと考えておりますが、上野議員は、どのようにこの件について捉えているかというのをまず1点。

2点目に関しては、功績について。今回、数多く安倍元総理は政策を打ち出しておりましたが、特にデフレ脱却のためにアベノミクス、3本の矢による経済対策を行い、戦後2番目の株価回復につながりました。この点について、上野議員はどのように捉えておりますか。

3点目ですが、御承知のとおり、来週9月27日に国葬が実施される予定ですが、本日は9月2日、明日より連休に入ります。当然、この意見書も準備都合により、9月27日には到底間に合わないと思われます。実際、上野議員、今回、今日出しても、当日までにはこの意見書が届かないおそれがあるのですけれども、それでも今日、意見書のほう提出するのか、その点についてお聞かせください。

以上、3点です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、まず第1点、凶弾によりお亡くなりなったということあります。これに関しては、本当に弔意を表するわけであります。ただ、このことと今回の意見書による国葬の問題については別問題というふうに考えております。

それから功績の件です。この功績に関しては、様々な意見が実際はございます。アベノミクスということでやってきた経済政策、これの結果どういうことになったかというのは、確かに大企業の功績といいいますが、実績というか利益は、非常に大きく上がりました。しかし一方で、働く国民の給料といいますか、収入、これは先進国の中でも最も低い状態が続いてきました。要するに賃金の上がらない国ということになったというのは、このアベノミクスであります。それに、首相自身は、当初、そういう大企業を応援すれば、おこぼれ的にでも賃金が上がるのだというようなことを言ってましたけれども、全然その効果がなかったということであります。

それから、功績ということをおっしゃいましたけれども、むしろ、何でいいですか、安倍首相の

行ったこれまでの政治、これは様々な問題が指摘されております。まず安倍氏の政治的な実施した森友・加計、桜疑惑の問題、これいまだにきちんと整理されておりません。それから、国会を軽視して私物化したということといえば、様々な官僚統制の在り方などのいろいろな問題が指摘されておりましたが、こういった国会運営上の様々な問題については、むしろマイナスのような中身であるなというのが評価されているところではないかというふうに思います。それが評価の問題です。

それから国葬に関して、この意見書を提出して間に合わないのではないかというようなことも、ぎりぎりということもあります、確かに。しかし、この問題で地方議会が一定の判断をして評価をするということは、国民の今求めている国葬中止の意見に対して、地方議会が求められることに對して対応していくことが必要ではないかということで、その辺については日数的なことははっきり確認できませんけれども、とにかく意見を申し上げていくことが必要であるということでの提案であります。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 1点目、2点目については理解しました。

3点目なのですけれども、通常、期限のない意見書であれば問題はないかなと思うのですけれども、タイトルがこれ、憲法違反の国葬の中止を求める意見書となっています。国葬を中止してくれというタイトルになっております。そうなると、これが27日以降に届いた場合、実際見ないで終わってしまうケースもあるわけです。通常、ほかに出てる意見書、当然、この後、事務局が時間と手間をかけて作業に取りかかるかと思うのですけれども、この期限に合わせてもし作業するとなると、当然事務局側も通常の業務の中でその作業もしなければならないということで、場合によっては残業しなければならなくなるおそれもあるわけです。間に合わせるために。そうなった場合、残業代を支払うために、要は原資が発生するわけです。では、原資のもとというのとは、町民の税金なるわけです。

上野議員に確認したいのは、もしそうなった場合、無理してでもそれに間に合わるのにこの意見書を出しますとなった場合、町民の税金を使ってまでこの意見書を出さなければならないのか。

さらにはもう1点、当然この意見書出した場合、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣宛てに届くのでしょうかけれども、期限を過ぎたものを相手に届くということは、大変これ失礼に当たります。逆に、七飯町議会としても、逆に何をやっているのだというふうに捉われてしまいます。笑われてしまいますが、七飯町議会が。そうなると、上野議員だけの責任でなくて、この我々、ここにいる議員全員そうです。七飯町議会が不思議に思われてしまう状態になってしまいかけます。そうならないためにも、逆にこの意見書を一旦取り下げるか、そうしたほうが賢明でないかと思われますけれども、上野議員、どう思われてますか。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、間に合わない場合というようなことでおっしゃいましたけれども、これ基本的に間に合わせるという取組でやっていただきたいなど。本日、木曜日でありますので、速達とか様々な、早期に届くような手段はまだあるというふうに私は思っております。

それで、職員の残業なんていうようなことで経費の問題言わせておりますが、この国葬を実施によって、憲法違反の国葬、これを実施することによって10億円以上の国税が使われるということなのですが、これ国会審議も経ずにこのような予算が執行されること自体、いかに大きな問題になるのかということは申し上げておきたいと思います。ですから、国会審議で基本的にきちっとした論議されて、国葬としてやろうという国民の一致した同意があつてのことであればまたよろしいのですが、今回は全くそうした経緯も経ていないうことで言えば、中止を求めるしかないということで、提案いたしております。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村議員、よろしいですか。

ほか、質疑ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは、上野議員の提出している憲法違反の国葬の中止を求める意見書に対する反対の立場で意見を述べさせていただきます。

戦後長きにわたり、憲政史上最長の通算3,188日、約8年半、総理大臣としての職を全うし、日本の総理大臣の中では政策を鮮明に打ち出し、国際社会からも日本の立ち位置をはっきりさせることができる政治家として評価されるなど、歴史の総理大臣の中では強いリーダーシップを持った方でもありました。この間、アベノミクス3つの矢による経済対策を打ち出し、戦後2番目の株価の回復になりました。また、東京オリンピック招致、日米外交など、数多くの功績を残されました。このような功績のある方が、病気でもなく、事故でもなく、凶弾により命を落とされたことは非常に残念であり、特に本人自身が無念であったのではないかと考えます。国内外からも数多くの弔意が届けられており、敬意を表すべきと考えます。

国葬について、現在、テレビ・報道等で問題視されておりますが、前例として戦後、吉田元総理の国葬が実施されていることも事実でございます。

御承知のとおり、5日後、既に来週の9月27日に実施されることもあり、いずれ国会の場において、国葬については改めて詳細な議論がされることと思われますが、七飯町議会としても注意深く見守るという観点が現時点での肯定的な考え方だと思われます。

よって、意見書の提出は、今、行うべきでないと考え、私の反対意見といたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

発議案第17号憲法違反の国葬の中止を求める意見書を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（木下 敏） 起立少数であります。

よって、本案は、否決されました。

日程第14

議員の派遣について

○議長（木下 敏） 日程第14 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第15

閉会中の継続調査の申し出について

○議長（木下 敏） 日程第15 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会から目下委員会で調査中の特定の案件について、調査が不十分で終了していないため、会議規則第74条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

日程第16

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第16 閉会中の委員

会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、民生文教常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉会宣言

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和4年第3回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 0時12分 閉会